

東京オリンピック・パラリンピック大会に係るスポーツ庁（文科省）の通知の撤回と、各大学が自主的に教育課程を運営し学事暦を決定することを求めます

スポーツ庁は2018年7月26日付で全国の国公私立大学長等宛てに発出した通知で、学生がオリンピック・パラリンピック競技大会にボランティアなどとして参加することは、種々の観点から意義あるものとし、学事暦の変更を予定している大学については、大会期間中に授業・試験を行わないようにするため、授業開始日の繰上げや祝日授業の実施の特別措置を講ずることが可能であるなどと述べています。同庁はこれに先立って、2016年4月21日付の通知で、ボランティア活動が「授業の目的と密接に関わる場合」は、その実践を「実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与することができる」と述べていました。

こうしたスポーツ庁（文科省）の通知のもと、東京都内の大学に対するNHKの調査（9月6日・首都圏ニュース）によると、大会期間中の授業や試験日をずらすことについて「その予定がある」などとする大学が全体の66%に及び、ボランティアへの参加を単位として認めるかどうかについては、49%の大学が単位認定することを検討している状況です。

しかし、教育の根幹に関わる学事暦や単位認定について、政府が変更を示唆したり、認定を誘導したりすることは、大学の自律的な教育プログラム決定権と学生の就学権を侵害する不当な干渉であるとの懸念が生じかねません。オリンピック・パラリンピック競技大会が「国家的大事業」であるから、その成功に向けて政府が大学に「対応」や「配慮」を要請することが適当であるということになれば、さらなる別の「国家的大事業」への大学・学生の「動員」への先鞭ともなることが危惧されます。

オリンピック・パラリンピックの「大会ボランティア」は、1日8時間・10日以上活動を求められる一方で、交通費及び宿泊費は自己負担・自己手配とされていることに対しては多くの批判が出ています。猛暑下の活動となれば、健康上の問題も強く懸念されるどころです。

私たちは、スポーツ庁（文科省）には、通知の撤回を求めるとともに、各大学においては、学生に対する責任を深く自覚し、スポーツ庁の通知によらず、自主的に教育課程を運営し、2020年度の学事暦を決定することを求めるものです。

以上、決議します。

2018年11月10日

東京私大教連第42回定期大会